

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H20年度 意見)

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
20	意見	組織体制の見直し	事務局長理事就任	総務部	行政システム改革課	事務局長は法人経営の実態を最もよく知る者であるから、経営の在り方を決める理事会のメンバーとして不可欠の存在であるため、理事に就任すべきである。	18法人のうち7法人はすでに事務局長と専務理事を兼務しており、残り11法人についても3法人は県職員が兼務している。 なお、各法人の理事会は独立した意思決定機関であり、県としてその体制のあり方について関与すべきではないと考える。
20	意見	組織体制の見直し	県OB派県	総務部	人事課	出資法人の自主性・自律性のためには原則として、三役人事から県OBと派遣職員をなくすると共に、民間人募集又はプロパーから登用すべきである。	県OBの外郭公益法人役員への再就職については、団体役員等の責任ある地位を、20万円前後の新採職員から若手職員並みの給料で引き受けてもらえる適任者が他にいるのかという、人材確保面の難しい問題もあることから、これら問題も含め、今後、公益法人制度改革への対応を進めていく中で、団体側の意向を踏まえながら、そのあり方を検討したい。 派遣法に基づく派遣職員についても、県自体が定員適正化計画に基づく定数削減を進める中で、外部に職員を派遣する余力もなくなりつつあることも踏まえ、目的や職務等を明確にしたうえで必要最小限の人員に抑制する方針のもと、適宜人数等を見直し、計画的な派遣職員の引き上げに努めたい。
20	意見	組織体制の見直し	理事、事務局長の人数	総務部	行政システム改革課	多角事業法人を除き、専務理事、事務局長、出納員は1～2人の兼務でよい。	18法人のうち7法人はすでに事務局長と専務理事を兼務している。 また、出納員については、経理事務の適正な処理、チェック体制を確立するためにも、別途置く必要があると考える。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H20年度 意見)

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
20	意見	松山市との連携	(財)えひめ女性財団	県民環境部	男女参画課	<p>県と市それぞれの役割があり独自の事業展開をしているが、理念は共通であり、県の施設である女性総合センターの利用者も松山市民が最も多いため、連携して事業を効率的に展開すれば、市民にとって有用性はさらに高まると考えられる。</p>	<p>協議の成果 男女共同参画基本法に、男女共同参画社会の形成に関する施策を策定し、実施することが地方公共団体の責務である、と定められていることから、県と市は、共通の理念に基づき事業を実施している。</p> <p>そのうえで、県財団では、県下全域を対象とした広域的事業、地域のリーダ養成を目的とした研修、配偶者暴力相談支援センターとしてのDV相談や弁護士・臨床心理士による専門相談に取り組み、市財団では、地域性を反映した事業、基本的な知識を有する人材養成研修、男女の自立を促進するための相談に取り組みなどとして、これまで、各々の役割を分担してきた。</p> <p>しかし、より効果的な事業運営を行うために、今後は県と市が一層の連携や調整を図り、相互の役割を踏まえた事業を展開することとした。</p> <p>なお、財団の合併・統合については、県の事情だけではなく、松山市及び関係法人の個々の事情があり、直ちに対応は困難であるため協議の対象としない。</p>
20	意見	意識啓発・広域支援	(財)えひめ女性財団	県民環境部	男女参画課	<p>住民参加の男女共同参画事業を実施するため、財団は民間の力を生かし、各自治体や団体・グループ等に対する啓発・支援を行い、県内の広い地域を対象とした意識啓発を推進することが望ましい。</p>	<p>従来より、出前講座や地域エンパワーメントカレッジなどにより、県内の広い地域を対象とした意識啓発に努めている。また、男女共同参画の活動を行うグループへの助言により、グループ間のネットワークの形成を促進している。今後も引き続き意識啓発や団体等の支援に努める。</p>

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H20年度 意見)

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
20	意見	期末短期借入金の処理	(財)愛媛県廃棄物処理センター	県民環境部	循環型社会推進課	<p>1) 短期借入金残高1,606百万円は県からの借入金を、期末日前後2日間(3月31日から4月1日)のみ銀行借入金に肩代わりさせたものであり、実体は返済困難な長期借入金(県の長期貸付金)であり、実体に照らして貸借対照表上は、長期借入金に含めて表示すべきである。</p> <p>県は、センター支援として、このような短期貸付による処理を行うのではなく、長期の貸付を検討すべきである。そうすれば、これまでの処理のような2日間の支払利息は不要となる。</p>	<p>県からの無利子貸付金は、センターの施設稼働後の運転資金不足に対応するため、平成13年度から開始されたものであり、財団では、つなぎ資金として、返済期間が1年未満の短期借入金として分類し、会計処理上もそのように処理を行っているところである。</p> <p>しかしながら、実質的には長期借入金である側面も有しており、財団にとっては、県から長期の無利子融資を受けることが望ましいが、現時点で、県が長期貸付を行う場合には、その期間や金額等について変動要因が大きいことから、低濃度PCB汚染物の本格処理による経営改善状況を見極めて、対応を検討する。</p>
20	意見	公益法人の存続	(財)愛媛県廃棄物処理センター	県民環境部	循環型社会推進課	<p>これ以上の経営改善策がなく、このような経営状況が続くのであれば、実質的に県の直営事業である廃棄物処理事業は廃止に向けて検討すべきである。</p> <p>なお、特例民法法人として存続できる期限内(H25.11.30まで)に事業・設備の譲渡や事業廃止の方向性を決めなければならない。</p>	<p>現在、低濃度PCB汚染物の処理に向けて取り組んでいるところであり、この本格処理が可能になれば、肉骨粉や硫酸ピッチの処理と同様に、センターの社会的使命を果たすことができるとともに、経営改善が見込まれるため、現時点で廃止は考えていない。</p> <p>なお、低濃度PCB汚染物の本格処理による経営改善状況を見極めながら、新公益法人への移行期間内(H25.11.30)に方向性を検討する。</p>
20	意見	施設の活用	(財)えひめ女性財団	県民環境部	男女参画課	<p>視聴覚室(146㎡)は設備が陳腐化している。古くなった低稼働設備を撤去してビデオやDVD上映のミニシアターとして利用、セミナー教室(プロジェクター利用)として利用する等の設備工夫並びに活用をPRすれば利用価値が高まると考えられる。</p>	<p>古くなり使用していないレーザーディスクの設備を撤去し、DVDプレーヤーを設置した。今後は、視聴覚室をミニシアターやセミナー教室等にも活用できることを来館者を中心にPRし、利用を広めたい。</p>
20	意見	施設の活用	(財)えひめ女性財団	県民環境部	男女参画課	<p>茶室は本格的であるので、生涯学習メニューを取り入れるなど、学校茶道、民間活用などPR活動をすれば利用が広まると考えられる。</p>	<p>来館者を中心に茶室についてPRしたところ、平成21年度は、前年度の62回に対し103-25回と、約1.6倍の利用となった。今後もPR活動に努め利用を広めることとする。</p>

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H20年度 意見)

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
20	意見	事業内容の充実	(財)伊方原子力広報センター	経済労働部	産業政策課 企業立地推進室	四国電力の発電所広報組織としては、伊方ビジターズハウスがその役割を十分に果たしていると考えられる。当財団は、電力事業者とは別の立場から事業を実施し、伊方町民はもとより県民の理解促進を図っており、当該地域に必要な存在となっている。事業内容をさらに充実させていくことが望ましいと考える。	より地域に密着した効率的、効果的な広報事業の実施に努める。広報施設についても、既存施設を最大限活かしながら時代に沿った展示品に取り替えるなどの検討、近隣公共施設や観光施設との連携、教育機関などへの利用促進の働きかけの強化等を図り、原子力に対する理解の促進に努める。
20	意見	特定資産の計上	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	2)使用目的が明らかでない資金を特定資産(2科目、604百万円)に計上しているが、その他の固定資産とすべきであり、遊休資産とみなされる。	20年度決算から使用目的に則した名称に変更した。 中心市街地商業活性化事業特別会計 2固定資産(1)特定資産 定期預金 中心市街地商業活性化事業基金預金 一般会計(総務企画部関係)ほか 2固定資産(1)特定資産 有価証券引当預金 有価証券償還時原資補填引当預金
20	意見	財産目録の作成	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	3)会計区分に対応した財産目録を作成する必要がある。貸借対照表との整合性を図ること。	貸借対照表と整合性のある財産目録を作成した。
20	意見	貸付債権回収の管理責任	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	4)貸付債権(リース債権を含む)の回収につき管理責任を明確にして内部統制を整備すること。	貸付債権(リース債権を含む)について、回収方法や管理責任を明確にした内規を整備した。
20	意見	管理職職員派遣の中止	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	5)派遣職員(派遣5名、兼務9名)の件費補助は、39,431千円(派遣5名分のみ)である。公益法人自治の観点から管理職の派遣は中止すべきである。	財団においては県の委託事業等を多く実施しており、効率的・効果的な事業の実施に当たっては、県との連携が重要であるため、管理職の派遣が必要である。
20	意見	決算書の不備	(財)松山観光コンベンション協会	経済労働部	観光物産課	1)決算書が公益法人会計基準(平成16年版)に準拠しておらず、不備が目立つ。	当該法人の指導監督官庁は国土交通省であり、県は指導監督官庁ではない。決算書等の書類も国土交通省へ提出される。(現在、決算書は公益法人会計基準により作成している。)

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H20年度 意見)

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
20	意見	県観光協会との協働	(財)松山観光コンベンション協会	経済労働部	観光物産課	3)松山市観光の発展のためにも(社)愛媛県観光協会の観光事業との協働を検討されたい。愛媛県の観光推進事業は県都である松山市の観光と密接に関連するものであり、県と松山市が(財)松山観光コンベンション協会を通じて事業を推進することにより松山市の観光事業にも効果を及ぼすものと考えられる。	(社)愛媛県観光協会と(財)松山観光コンベンション協会は基本的に事業区域を異にする団体であるが、共同・連携できる事業についてはすでに協力して実施しているところである。
20	意見	松山市との連携	(財)愛媛県国際交流協会	経済労働部	国際交流課	県の事業と松山市の事業を統合して松山市が中心となって行うことが効率的である。 連携をさらに推進するならば合併が望ましい。	松山市と事業のあり方等に関する協議を進めており、その状況は次のとおり。 松山市との合意事項 監査結果については、県の事情だけではなく、松山市及び関係法人の個々の事情があり、直ちに対応は困難であるため、財団の合併・事業の統合は協議の対象としない。 協議の成果 愛媛県及び松山市の両財団の担当者間では、ほぼ月に1回定期的に県、市の担当者も含めて協議の場を持ち、より長期的展望に立って各財団の役割や事業の方向性について検討している。 県財団としては「財団主催事業から支援・環境整備型事業へ」そして「事業実施主体から課題解決の調整主体へ」と取り組んできたが、今後も松山市財団をはじめとした他団体との一層の連携や調整を図り、各々の役割を踏まえた活動を展開することとしている。 東予・南予地域でもバランスよく事業を実施するため、平成20年度から東予・中予・南予の各地域において「国際交流担当者連絡会議」を開催して、各地域のニーズを吸い上げ、財団の事業に反映。 「日本語学習支援」は、南予地域において、ボランティア日本語教師育成事業で養成した指導者により、平成21年度から新たに「南予日本語学習支援事業」を実施。
20	意見	物産展示ゾーンの無償貸与、管理責任	(社)愛媛県観光協会・(社)愛媛県物産協会	経済労働部	観光物産課	愛媛県物産観光センターの物産展示ゾーンは、(社)愛媛県物産協会の物産展示兼店舗であり、物産振興の意味で同社団法人への無償貸与、及び施設管理委託の中止を検討する。	物産観光センターは、県産品の展示、紹介、あっせんを行うことを目的に、公の施設として条例に基づいて設置しているもので、県産品の販売を一義的な目的とする物販施設ではない。 しかしながら、現在の施設については、その利用状況等から設置目的に沿った効果を達成しにくい現状にあることから、公の施設あり方検討委員会の報告を踏まえ、指定管理者の現指定期間満了(平成25年度末)をもって廃止することを前提に、廃止後のスペースの活用策も含めて検討することとした。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H20年度 意見)

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
20	意見	賃貸施設として有効活用	(社)愛媛県観光協会・(社)愛媛県物産協会	経済労働部	観光物産課	愛媛県物産観光センターのうち物産展示ゾーン以外の施設はアイテムえひめ開業時(平成7年度)の所期の目的を達成したと考えられ、センターを廃止して賃貸施設として有効利用する。	物産観光センターは、県外・海外からの観光客等に対して本県の観光・産業に係る情報提供提要、展示、紹介を行うことを目的に、公の施設として設置しているもので、当初の狙いとしてはアイテムえひめで開催されるイベントとの相乗効果を期待して一体的に整備したものである。 しかしながら、現在の施設については、その利用状況等から設置目的に沿った効果を達成しにくい現状にあることから、公の施設あり方検討委員会の報告を踏まえ、指定管理者の現指定期間満了(平成25年度末)をもって廃止することを前提に、廃止後のスペースの活用策も含めて検討することとした。
20	意見	法人の合併	(社)愛媛県観光協会・(社)愛媛県物産協会	経済労働部	観光物産課	観光と物産は行政施策上切り離せないものであり、2つの社団法人は経営効率の観点から合併することが望ましい。他県では、観光物産協会を一つにした法人もいくつか見られる。	新公益法人制度上、両法人ともに、平成25年11月30日までに新制度に沿うように公益法人または一般法人に移行する必要があることから、今後、各法人において、組織体制のあり方について検討していくものであり、両社団の意向を踏まえて、適切に対応してまいりたい。(なお、(社)愛媛県観光協会の現行指導監督庁は国土交通省となっている。)
20	意見	決算書の見直し	(社)愛媛県観光協会・(社)愛媛県物産協会	経済労働部	観光物産課	物産協会の決算書は公益法人会計基準(平成16年版)に全く準じておらず、県は基本事項を指導すべきである。	公益法人指導監督基準に基づき、従来から必要に応じて口頭指導を行っていたが、ご指摘の点については改善されていなかったため、先般文書により改善指示を行い、21年度予算編成案策定時から平成16年改正基準に沿った会計処理に改善されている。
20	意見	基本財産の会計処理	(財)えひめ農林漁業担い手育成公社	農林水産部	農産園芸課担い手対策推進室	(4)公益法人会計において基本財産と指定正味財産は、基金とその寄附者との関係を示すものであり、実態を反映する会計処理をしなければならないため、新法人の基本財産は1,215百万円、県出捐金は610.65百万円、出捐割合50.3%とすべきである。 なお、特定資産としている1,200百万円は基金として基本財産へ振替すべきである。	(財)えひめ農林漁業担い手育成公社の基本財産(15百万円)、県出捐金(11百万円)、出捐割合(71%)については、平成14年に(財)愛媛県農林漁業後継者育成基金を統合した際に、自治省の見解「財団法人に対する出捐金を公有財産として扱うのは当該財団法人が存続している間に限る」に基づいて対応したものであり、適正なものと考えているが、監査人の指摘を踏まえて、今後公益法人三法に基づく公益財団法人への移行手続きを進めていく中で、専門家(弁護士、公認会計士)の意見を徴するなどにより、対応について検討していきたい。 特定資産1,200百万円の取り扱いについても、あわせて検討していく。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H20年度 意見)

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
20	意見	早期発注による未収金、未払金の改善	(財)愛媛の森林基金	農林水産部	森林整備課	本文に記載のとおり事務処理の遅れによるものであり、年間事業内容は予測がつくのであるから、迅速に処理すべきである。	未収金は、県からの造林補助金等であり、未払金は、森林組合等の林業事業体に発注した間伐委託料である。 間伐は樹木が活発に生長する時期が終わる9月頃から本格的に実施されることが多く、事業の完了が年度末に集中する傾向があり、完了検査確認後の3月に一括して県に補助金交付申請を行っているため、3月末での補助金は未収となり、支払原資に補助金を充てている間伐委託料は未払いとなっている。以上のことから、未収・未払の発生はやむを得ない面もあるが、事業の早期発注に努めて減らしていきたい。
20	意見	基本財産への組み入れ	(財)えひめ農林漁業担い手育成公社	農林水産部	農産園芸課 担い手対策推進室	特定資産に計上されている後継者育成基金1,200百万円は、統廃合により解散した法人の基本財産であり、運用益が目的ならば基本財産に入れるべきであった。	今後公益三法に基づく公益財団法人への移行と並行して、専門家(弁護士、公認会計士)の意見を徴することにより、その対応について検討していく。
20	意見	補助金の会計処理	(財)愛媛県水産振興基金	農林水産部	漁政課	事業費支出2,400千円のうち2,000千円は再交付すべき補助金の預かりであり、会計上財団の収入ではなく、預り金の増減として会計処理すべきものである。	下記の理由により、給付金は預り金ではなく、従来どおり一般正味財産で受け入れて処理する。 事業費補助のように補助金等の交付年度と支出年度が同一の場合には、指定正味財産を通さず、直接、一般正味財産で受け入れて処理(「公益法人会計基準の実務」) 当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができる(「公益法人会計の実務ガイド」) 当基金を「補助金等交付業務を実質的に代行する目的の法人」であるとしているが、当基金はそのような性格の法人ではなく、また、当給付金は補助金と性格が異なるものである。 当該給付金を受けている他の8団体ともに、一般正味財産で受け入れている。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H20年度 意見)

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
20	意見	財団法人の必要性	(財)愛媛県水産振興基金	農林水産部	漁政課	財団法人独自の事業は年間400千円(海浜清掃補助金の支給)と僅少であり、財団の必要性に乏しい。補助金の再交付事務事業は業界団体である県漁連で実施することが効率的かつ有効と考えられる。当法人の主たる業務は特定の関係者へ給付金支給事務であり、「不特定かつ多数の利益の増進に寄与するものをいう」とされている公益目的に照らしても疑問である。	当法人の今後のあり方については、愛媛県出資法人改革プラン(18年3月策定)において、(財)愛媛県栽培漁業基金との統合という方向性が出されており、県はこれまでその方向性で指導を行ってきたところである。 当法人からも(財)愛媛県栽培漁業基金と合併の上、公益財団法人への移行を進めたいとの意向が示され、現在、合併に向けた協議が進められている。
20	意見	県OBの経営関与	(財)愛媛県栽培漁業基金	農林水産部	水産課	・県OBによる経営関与を止めることが望ましい。	(財)愛媛県栽培漁業基金では、県OBの常勤の専務理事1名とプロパー職員(事務局長)の計2名が業務にあたっているが、平成3年度から据え置かれている専務理事の年間報酬額は低いことから、民間からの採用は難しいと考えており、中止する考えはない。
20	意見	基本財産の運用	(財)愛媛県動物園協会	土木部	都市整備課	基本財産2千万円及び特定資産2億6千万円を定期預金で運用するのは資金の無駄遣いであり、低リスク高利回り(5%以上)と思われる毎月配当型投資信託へリスク分散して投資することが望ましい。	公益法人であることから、国債や大口定期預金等、できるだけリスクの少ない金融商品で利率も勘案しながら運用を行っており、現状では投資信託での運用を行う予定はない。
20	意見	県OBの経営関与	(財)愛媛県動物園協会	土木部	都市整備課	県OB又は派遣職員である経営管理者は原則廃止の方針とし、派遣職員が県を退職して財団へ転籍するか、又はプロパー職員の登用を考えるべきである。必要なら外部から登用してもよい。	21.3.16付けで理事長は民間の理事から選定された。 常務ほかの執行体制は公益法人制度移行が完了するまでは現職に留まることが望ましいとの監査での意見もあり、当面は現体制を維持しているが、公益財団法人への移行認定は22年2月に申請し現在審査中であり、移行に合わせて評議員の導入、新理事の選任など法令に基づく新たな体制をとることとしている。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H20年度 意見)

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
20	意見	長期投資計画の策定	(財)愛媛県動物園協会	土木部	都市整備課	動物園の施設は永続的使命を持っており、県は県の負担において施設の長期投資計画を策定し、計画的に設備拡充を行う必要がある。その計画がなければ受託する指定管理者は安心して事業計画、修繕計画を立てられない。	指定管理に係る基本協定において施設等の本来の効用持続年数を維持するために必要な修繕は指定管理者が行い、そのほかは県と指定管理者が協議の上行うこととしている。具体的には、突発的な修繕等が必要になる場合もあり必ずしも計画どおりにはならない場合もあるが、改修等が必要な施設については指定管理者の意見も聞きながらリストアップし、限られた財源の中で、優先度の高いものから施行している。
20	意見		(財)愛媛県動物園協会	土木部	都市整備課	監督官庁の直轄法人として、公益法人制度改革に速やかに対処すべきである。現執行部(常務理事、事務局の長)は公益法人制度移行が完了するまでは現職に留まることが望ましい。	22年2月に公益財団法人への移行認定を申請済みであり、現在審査中である。執行体制は当面は現体制を維持しながら、移行に合わせて評議員の導入、新理事の選任など法令に基づく新たな体制をとることとしている。
20	意見	運用財産管理資産の計上	(財)愛媛県文化振興財団	教育委員会	文化振興課	2)特定資産として計上されている「運用財産管理資産」2億6千万円は特定資産に該当しない。事業計画を策定して使用目的を有する資産とするか、使用目的が特定されないならば「その他の固定資産」へ計上すべきである。	運用財産管理資産は、その他の固定資産への変更もしくは目的を限定した特定資産への変更を検討しているが、公益法人制度の移行に合わせて、適切に整理する予定である。
20	意見	芸術文化事業の推進	(財)愛媛県文化振興財団	教育委員会	文化振興課	3)芸術文化事業をもっと推進すべきである。本来の公益目的事業が少なすぎる。基本財産を有効に運用して活動資金を生み出し、県民のために文化振興事業を企画・推進すべきである。	「文化講座開催事業」の講座を増設するほか、例年ひめぎんホールでしか上演していなかった「歌舞伎公演」を東予や南予にも拡大し、県内全域の文化振興を図るとともに、平成22年度の新規事業として、本県出身の将来有望な音楽家の公演を実施、支援していく等、新たな芸術文化事業を開拓していく。
20	意見	事業内容の検討	(財)愛媛県文化振興財団	教育委員会	文化振興課	4)監督官庁直営の公益法人として、率先垂範して、公益法人制度改革に取り組むべきである。ただし、施設の管理業務が公益事業に該当しない場合は、公益事業比率が低いと考えられるためこのままでは公益性の認定は困難と想定される。公益法人制度移行を前提として事業内容を早急に検討する必要がある。	公益法人制度移行については、平成23年度中の移行を目指して検討を始めたところであり、公益認定の基準等に照らし、所管課及び公益法人担当課と協議しながら取り組んでいく。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(.H20年度 意見)

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
20	意見	松山市との連携	(財)愛媛県埋蔵文化財調査センター	教育委員会	文化財保護課	(財)松山市生涯学習振興財団の埋蔵文化財センターの発掘事業部と統合することにより発掘専門公益法人を目指すことが望ましい。	松山市との合意事項 監査結果については、県の事情だけではなく、松山市及び関係法人の個々の事情があり、直ちに対応は困難であるため、財団の統合は協議の対象としない。 協議の成果 これまで県と松山市の財団が個別に実施していた発掘調査成果の速報展については、平成22年度から県と松山市の財団の共催により、松山市内での成果を「掘ったぞな・松山」と題して市考古館において展示することで、県民サービスの向上や企画の充実を図ることとした。
20	意見	会計ソフトの活用	(財)愛媛県埋蔵文化財調査センター	教育委員会	文化財保護課	会計ソフトを使いこなせるよう努力し、事務の効率化を図るべきである。	21年度より会計ソフトを変更し、専門家のサポートのもと使用し、事務の効率化は図られている。
20	意見	事務の権限委譲	(財)愛媛県埋蔵文化財調査センター	教育委員会	文化財保護課	県の事務手続きに準じた支払い決裁手続きを中止し、民間会社同様に権限委譲を考えて簡略化すべきである。	今後、公益法人制度改革への対応にあわせて、事務の効率化を図るため、寄附行為及び会計に関する規程の見直しについて検討する。
20	意見	財団業務の明確化	(財)愛媛県スポーツ振興事業団	教育委員会	保健スポーツ課	財団の主たる事業は2か所のスポーツ施設の指定管理業務であり、施設の効率的な管理と利用率向上に特化して経営に専念すべきである。派遣職員5名を除き、組織・人事的には財団の独立民営化が進んでいると評価できるが、県からの財政支援はないものと思われ、独立志向でガバナンスの強化が必要である。スポーツ普及事業など公益事業は僅かでありスポーツ施設の管理運営事業を目的とする一般財団法人への移行を前提として公益法人移行対策を講ずる必要がある。県民のためのスポーツ振興事業は類似業務を行う財団法人愛媛県体育協会へ委託することが望ましい。それにより各々の財団法人の事業目的が明瞭となり効率的に事業をおこなえる。	公益財団法人への移行を検討中である。 公益法人移行形態によっては、スポーツ普及事業など公益事業の委託先を検討する必要がある。
20	意見	派遣職員の業務	(財)愛媛県スポーツ振興事業団	教育委員会	保健スポーツ課	派遣職員が行う事業は施設の指定管理業務とは異質のものであり、スポーツ振興の普及員としての事業実態からみて県教育委員会事務局の出先機関として組織化すべきと判断する。なお、5名の派遣先が県体育協会である場合は専門性とスポーツ振興という事業目的に照らして合理的と考えられる。	派遣職員が従事する業務は、スポーツ・レクリエーション活動の指導・普及等であり、スポーツ人口の拡大や生涯スポーツの振興に必要な不可欠である。当法人の設立目的からすると、本来、県からの派遣職員ではなく、当法人のプロパー職員が対応することが望ましいことから、今後当法人の経営状況や公益法人移行形態等を勘案しながら検討する。